

■ 4条1項11号

不服 2022-017556

＜本願商標＞

ブリリアンスアイクリーム

第3類「せっけん類，アイクリーム，香料，薫料，歯磨き，つけづめ，つけまつ毛，化粧品用コットン，化粧品用綿棒」

※補正後の指定商品

＜結論＞

本件審判の請求は、成り立たない。

＜原査定理由＞

ブリリアンス
BRILLIANCE
引用商標：

第3類「化粧品，せっけん類，歯磨き，香料類，つけまつ毛」

＜理由＞

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第16号該当性について
(中略)

(2) 商標法第4条第1項第11号該当性について
ア 本願商標

本願商標は、・・・、「ブリリアンスアイクリーム」の文字を横書きしてなるものであるところ、その構成中、「アイクリーム」の文字は、本願の指定商品中「アイクリーム」との関係においては、商品の普通名称を表したものとして看取、理解されるも

のであり、自他商品の識別標識として機能しないもの又はその機能が極めて弱いものといえる。

一方、本願商標の構成中、「光輝、輝き」等の意味を有する「ブリリアンス」の文字（「コンサイスカタカナ語辞典 第4版」三省堂）は、本願の指定商品との関係において、例えば、商品の品質等を表すなど、自他商品の識別標識として機能しない又はその機能が極めて弱いとみるべき事情は見当たらないことから、当該文字部分は、商品の出所識別標識として、取引者、需要者に強く支配的な印象を与えるものである。

加えて、本願商標全体から生じる「ブリリアンスアイクリーム」の称呼は、長音を含めて12音と冗長であることから、これらを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分に結合しているものとはいえない。

そうすると、本願商標は、これをその指定商品中「アイクリーム」について使用するときには、その構成中の「ブリリアンス」の文字が、商品の出所識別標識として、取引者、需要者に対し、強く支配的な印象を与えるものであるから、当該文字を要部として抽出し、これと他人の商標とを比較して、商標の類否を判断することができるものである。

してみれば、本願商標は、構成文字全体に相応して生じる「ブリリアンスアイクリーム」の称呼のほかに、その構成中、独立して商品の出所識別標識としての機能を果たし得る「ブリリアンス」の文字（以下「本願商標の要部」という場合がある。）に相応して、「ブリリアンス」の称呼を生じ、「光輝、輝き」の観念を生じるものである。

イ 引用商標

引用商標は、・・・、「ブリリアンス」の片仮名及び「BRILLIANCE」の欧文文字を上下二段に横書きしてなるところ、上段の片仮名は、下段の欧文文字の読みを表したものと理解されるものである。

そして、当該「ブリリアンス」及び「BRILLIANCE」の文字は、「光輝、輝き」等の意味を有する語（前掲書）である。

そうすると、引用商標は、その構成文字全体に相応して、「ブリリアンス」の称呼を生じ、「光輝、輝き」の観念を生じるものである。

ウ 本願商標と引用商標との類否

本願商標と引用商標とは、それぞれ上記ア及びイのと通りの構成からなるところ、外観においては、「ブリリアンス」の文字を共通にするものであるから、両者は、外観上、近似した印象を与えるものである。

また、本願商標の要部と引用商標は、「ブリリアンス」の称呼及び「光輝、輝き」の観念を共通にするものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、外観において近似した印象を与え、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらを総合勘案すれば、両者は相紛れるおそれのある類似の商標である。

エ 本願の指定商品と引用商標の指定商品との類否

本願の指定商品中、第3類「アイクリーム」は、引用商標の指定商品中、第3類「化粧品」と同一又は類似の商品である。

オ 小括

以上より、本願商標は、引用商標と類似する商標であり、かつ、その指定商品も引用商標の指定商品と同一又は類似の商品について使用するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(3) 請求人の主張について

(中略)

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標が商標法第4条第1項第16号に該当するとした原査定の拒絶の理由は解消したものの、本願商標は、同法第4条第1項第11号に該当するものであるから、これを登録することはできない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**ブリリアンスアイクリーム**」または要部となる「**ブリリアンス**」と、引用商標「**ブリリアンス\BRILLIANCE**」は、外観において近似した印象を与え、称呼及び観念を共通にするものであるから、これらを総合勘案すれば、両者は相紛れるおそれのある類似の商標である、と判断されました。

本願商標の指定商品には「アイクリーム」を含んでいることから、「ブリリアンスアイクリーム」の構成中、「アイクリーム」の文字には識別力が認められず、残りの「ブリリアンス」が要部になり得るというのは、商標の類否判断における基本的な考え方に基づくものであり、一般論としては妥当と言えるかと思われます。

ただ、「ブリリアンスアイクリーム」という文字だけを見ると、一見してどこで区切るのかわかりにくく、外観的な一体不可分性がないとは必ずしも言い切れないようにも、個人的には思います。ちなみに、最初に本願商標を目にしたとき、「ブリリアンアイスクリーム」と読み間違えました。

この一体不可分性の点については、審決でも言っているように、「ブリリアンスアイクリーム」の称呼が少々長かったのが、マイナスに働いたようにも思われます。仮に本願商標が「ブリリアンスクリーム」であったなら、類否の結論が変わる余地はあったのか気になるところです。

なお、請求人と引用商標権者は、ともに大手化粧品メーカーです。業界内での競合度合いはかなり強いと言えるでしょう。もしかすると、このような事情についても、市場の混乱を避ける意味合いで、多少考慮されたのかもしれませんが。

本事件とは少々事案が異なりますが、最近の参考審決例としては、「**ENRICHED OFF CREAM**」と「**OFF CREAM**」が非類似と判断された事件（不服 2021-010773）や、「**OFF CREAM**」と「**オフ**」等が非類似と判断された事件（不服 2020-011640）などがあります。

（弁理士 永露 祥生）
＜ 2023年9月8日 ＞